

学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月14日

文教福祉常任委員長 大柿 貞夫

須賀川市議会議長 大寺 正晃 様

学校給食費無償化を実施することを求める意見書

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっている。福島県においても無償化や一部補助及び値上げ分のみ補助を加えれば9割を超える多くの自治体が、何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられる。

憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されていることから教育活動の一環である。また、2005年に制定された「食育基本法」でも、学校給食が教育として位置づけられた。学習指導要領において「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と述べられていることとも合わせて、学校給食が「義務教育無償」の対象となることは明らかである。

現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行なわれているが、本来は、国が主体となって実施する取組であるとする。実際に、先ごろのコロナ禍においては、学校給食が子供たちにとって友達とふれあう楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成のうえできわめて重要な役割を果たしていることが再認識された。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも、教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられる。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できない、また一部補助にとどまるという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。学校給食費無償化の全国的広がりとは並行してこの問題は重大化している。

文部科学省は、全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し2018年7月にその結果を発表した。それによれば、当時は全国で76自治体が無償化措置を行っている結果であった。文部科学省の当時の分析は過疎地における人口流出対策としていた。また現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても「少子化対策」の一環として位置づける場合が少なくない。有機農業などと連携して地域循環型経済の発展や子どもの健康と結びつける自治体もある。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する。

以上のことから、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 学校給食費無償化を実施すること。

令和6年3月 日

福島県須賀川市議会議長 大寺 正晃

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛